

令和3年度  
第9回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和3年11月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和3年度第9回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和3年11月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和3年11月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟多目的ルーム1・2					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年11月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和3年11月25日 13時41分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 18名 欠席 1名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	▲
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 7番	國 司 功	議席番号 8番	松 村 勝 彦
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	伊 藤 純 子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主事	古 川 裕 太		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時00分）

### 事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号17番大森直子委員、所要のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第9回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

## 2 議事録署名人の選任

### 議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、7番 國司功 委員、8番 松村勝彦 委員を指名します。

## 3 報告

### 議長（立柳会長）

次に、事務局から第9回運営委員会報告を行います。

### 事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第9回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、並びに5項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。次のページの左上、3報告・連絡事項となります。1項目め。令和3年11月以降の主な会議 行事 等日程について、2項目め。耕作放棄地全体に係る農地・非農地の判定の結果について、3項目め。令和3年度関係行政機関等（市）に対する意見提出について、4項目め。令和4年度農作業労賃と機械利用料金標準額表の策定スケジュールについてとなります。

以上、4項目の内容について、事務局から説明を行いました。なお、2項目めについては、改めて本日の委員合同会議の中で、3項目め、4項目めについては、本日の農業委員会議の中で事務局より説明を行う事としております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、12月10日（金）午前9時30分に決定となりました。

次のページの左上、2項目め。令和3年度第9回総会についてとなります。本日の総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

続きまして、3項目め。下限面積の設定について 空き家バンクの空き家取得に伴う農地設定についてとなります。内容について協議を行ったところ、事務局で作成したスケジュール通り進めることで決定されましたが、改めて本日の農業委員会議で農業委員の皆様より協議をいただくこととしております。

続いて、4項目め。盛岡広域集落リーダー育成研修会 実践編 の参加についてとなります。なお、第3回地域農業マスタープラン実践塾の参加についても併せて協議を行ったところ、左側の項目に記載したとおり参加することが決定されました。

続いて、5項目め。総会等の出席に際しての服装の取り扱いについてとなります。内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載したとおり決定されました。

この決定に基づき、本日の総会等の通知と併せ農業委員及び推進委員の皆さまに書面による連絡を行った所ですが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

以上、5項目に関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。事務局よりマスタープラン推進に係る担当地区割当表について説明を行いました。なお、詳細について改めて本日の委員合同会議の情報提供等で事務局より説明を行う事としております。

続いて、前月の運営委員会で古川委員から農地のあっせん情報の提供についての要望が出されたことを受けて、資料により説明を行いました。

続いて、事務局よりコロナ禍における飲食について、市より示された方針の説明が行われました。農業委員会の懇親会については地区調査会単位での開催を含め、7ページの中ほどに記載したとおり、議長より委員の皆さんと協議をしながら進めていきますとの発言がありました。

続いて、中村委員から懇親会等の組織化の発足についての提案が出され、7ページの下側に記載したとおり、議長より協議する場を設けたいとの発言がありました。

続いて三浦委員から耕作放棄地に関する質問が出されました。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますので、後ほどご確認ください。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和3年度第9回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和3年11月25日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

**議長（立柳会長）**

ただ今の「第9回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

#### 事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の9ページをご覧ください。

令和3年10月25日から令和3年11月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧6番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は11月16日の火曜日でございます。5件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、農業委員の4番委員 菊田健生 委員、農業委員の6番委員 小山田和義 委員、推進委員の西根南地区の3番委員 田村忍 委員、推進委員の西根北地区の2番委員 遠藤勇 委員、推進委員の安代地区の1番委員 羽澤良和 委員の5名でございます。また、事務局からは伊藤局長と古川主事と私の3名が随行しております。

かた括弧8番の農地・非農地判断に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は11月2日の火曜日でございます。46件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、農業委員8番委員 松村勝彦 委員、農業委員12番委員 竹田一夫 委員、農業委員15番委員 向久保勉 委員、農業委員18番委員 三浦美恵子 委員、農業委員19番委員 立柳優 委員の5名でございます。また、事務局からは伊藤局長、高橋主事、私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

#### 議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 4 議事

#### 議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

## ○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

### 議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 2 件となっております。

申請の説明に入る前に、農地法第 3 条の概要を簡単にご説明いたします。農地法第 3 条とは、農地を農地のまま売買、贈与や、また貸借などによる権利移動のことです。いわゆる耕作を目的とする権利移動となります。

それでは、申請の説明に入ります。

申請番号 1：岩屋 2-1、畑、1,184 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2：野駄第 9 地割 221、田、436 m<sup>2</sup>を含む 4 筆 1,812 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については下段に掲載してあります申請筆別明細をご覧ください。

併せて、関係資料の 1 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 6 番 小山田和義 委員にお願いいたします。

### 6 番（小山田委員）

6 番 小山田和義です。

申請番号 1 番ですが、位置は安代 I.C から北東に約 3.6 km の地点です。現況は、野菜が作付されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は松野小学校から西へ約 1 km の地点です。現況は、水稻が作付されており、刈り取りが終わった状態でした。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

### ○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に、農地法第5条について簡単にご説明いたします。

農地を農地以外に利用する目的で貸し借りや売り買いなどをする場合には、農地法第5条による県知事の許可が必要となります。具体的には、親の持っている農地に息子が住宅を建設する場合や、建設業者が他人の農地を資材置場として利用する場合などは、事前に農地法第5条の許可を取る必要があります。

では、議案の説明をいたします。

議案の4ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、兄畑中川原30-1、畑、571㎡。転用の目的は、贈与による一般住宅の建設です。内容は、一般住宅、駐車場、庭が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は500m以内にJR兄畑駅があることから第2種農地と判断され、例外規定において、申請地周辺は集落接続が確認されました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 小山田和義 委員にお願いします。

#### 6番（小山田委員）

6番の小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は、JR 兄畑駅から西へ約400mの地点です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、申請者の実家に近く利便性が良く、所有者の同意も得られたため選定したとのことでした。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

#### ○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に、農地法の適用外証明について簡単にご説明いたします。

適用外証明とは、農地が耕作放棄され木が生えた結果、山林になったり、農地に許可なく建物を建ててしまったなどの理由によって現況が農地以外となってから20年以上経過した土地について、農地として復旧することが困難と認められる場合に、農業委員会が証明を行うものです。

この証明書があることで、地目変更をすることが可能となります。

では、議案の説明をいたします。

議案の6ページをお開きください。今月の申請は2件になります。関係資料2ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、大更第27地割341-1、畑、61㎡。現況は、雑木が生い茂っており、山林化しておりました。

申請番号2、大更第3地割90-5、畑、659㎡。現況は、木が植えられ、庭として利用されており、雑種地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

## 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 小山田和義 委員にお願いします。

### 6番（小山田委員）

6番の小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は、JR東大更駅から西へ約2.2kmの地点です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、使用する予定がなく放置していたところ、昭和56年頃に山林化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR東大更駅から西へ約2kmの地点です。現況は、一部に木が植えられており、残る部分は宅地に隣接する庭として利用されており、雑種地化しておりました。申請地は、申請者の弟が家庭菜園として利用していたが、弟が亡くなった後は管理されなくなり、平成6年頃より雑種地化してしまったとのことでした。

いずれの申請農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

## 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

### ○議案第4号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第4号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをご覧ください。令和3年10月15日付で八幡平市長から農地・非農地の判断を求められている案件は44件ございます。業務報告において報告したとおり、令和3年11月2日火曜日に現地調査を実施しておりますが、その段階では件数は46件でしたが、そのうち2件は非農地と判定するまでではないと判断し、今回の議案には提案しておりません。

件数が多いので、申請地の住所地区を使つての紹介とさせていただきます。別冊の関係資料にて地図も表示しております。

番号1番～3番までは、松尾地区に係る申請です。

番号4番～8番、9ページになりまして9番～11番までは、松尾寄木地区に係る申請です。

番号12番～14番までは、野駄地区に係る申請です。

番号15番～16番、10ページになりまして17番～24番までは、田頭地区に係る申請です。

11ページになりまして、番号25番～32番、12ページになりまして33番～40番、13ページになりまして41番～44番までは、大更地区に係る申請です。

今回の44件はすべて、令和3年8月31日までに実施した農地法第30条に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査、いわゆる農地パトロールにおいて再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判断した農地となっております。

現地調査にあたりましての農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準については、国の通知に基づき、①その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地、②あるいはその土地が森林以外でも復元しても農地として継続利

用ができないと見込まれる農地 の2点の観点で調査委員が判断していることを申し添えます。  
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 15 番 向久保勉 委員にお願いします。

#### 15 番（向久保委員）

15 番の向久保勉です。

農地・非農地の判断に係る現地調査の報告をいたします。件数が多いので、位置については関係資料 別冊 農地・非農地判断を用いて説明します。

別冊の関係資料の 11 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番は松尾八幡平 I.C から北に約 1.6 km の地点であり、番号 4 番から 11 番は松尾八幡平 I.C から南西に約 1.6 km の地点です。

次の 12 ページ及び 13 ページをご覧ください。番号 12 番から 32 番は西根総合支所を中心に半径約 1.9 km 以内に点在しております。

次の 14 ページ及び 15 ページをご覧ください。番号 33 番から 40 番までは東大更駅を中心に半径約 2.5 km 以内に点在しております。

次の 16 ページをご覧ください。番号 41 番から 44 番は大更小学校から南西に約 1.0 km の地点です。

いずれの農地も、周辺を山林に囲まれ、既に山林及び原野の状態、農地への復元が著しく困難であると思われます。

以上のことから、今回現地調査を行った全ての農地は農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しない「非農地」とであると判断してまいりました。 以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決します。この案件について、非農地と判断することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

## 議長（立柳会長）

よって、議案第4号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』は、非農地と判断することに決定いたしました。

## ○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

### 議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の16～23ページをご覧ください。今月の申請は、38件となっております。

申請の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法の概要を簡単にご説明いたします。農業経営基盤強化促進法とは、認定農業者や一定面積以上の農業者・担い手が、耕作を目的とする権利移動となります。なお、賃貸借権は、有償でのやり取り（金銭でのやり取り又は、お米などの物納でのやり取り）と契約期間を定める申請で、使用貸借権は、無償でのやり取り、いわゆる契約期間のみを定める申請になります。

それでは、申請の説明に入ります。

全て新規の申請です。賃貸借権設定が18件あり、そのうち14件が中間管理機構を通した申請で、使用貸借権設定が14件あり、そのうち11件が中間管理機構を通した申請です。また所有権移転が6件あり、そのうち4件が中間管理機構を通した申請です。よって、合計で38件となります。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1番、3～4番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号2番は、西根北地区に係る申請です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号5番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号6～7番は、松尾地区に係る申請です。

なお、申請番号7は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

次に、所有権の移転です。

申請番号8番は、西根北地区に係る申請で、9番は、西根南地区に係る申請です。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号10～22番は、安代地区に係る申請です。

なお、申請番号17番と21番は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

次に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号23～25番、28番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号26～27番、29番～33番は、安代地区に係る申請です。

なお、申請番号24番～25番、また27番は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

なお、今ご説明した申請番号10番から33番については、次に説明する議案第6号の配分計画案

と付随することを申し添えます。

次に、中間管理事業へ一時貸付での賃貸借権の設定です。

申請番号 34 番は、松尾地区に係る申請です。なお今ご説明した案件について、令和 3 年 10 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地で、一時貸付となり 3 年後の令和 6 年中に、所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 35 番～38 番は、西根北地区に係る申請です。今ご説明した申請番号 35 番～38 番は所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

申請地の明細については次の 24～28 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、議案第 5 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

## ○議案第 6 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

### 議長（立柳会長）

次に、議案第 6 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案 30 ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を

求められた案件は2件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1番のうち、30ページから33ページは安代地区に係る申請で全て賃貸借権の設定です。

申請番号2番のうち、34ページから35ページ中断までは松尾地区に係る申請で、それ以降の37ページまでは安代地区に係る申請で、全て使用貸借権の設定です。

なお、今回の申請について、先ほどご説明しました議案第5号の利用集積計画と付随することを申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお祈いします。

### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

## 6 閉会（13時41分）

### 議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第9回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

**事務局（伊藤事務局長）**

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月24日

会 長 \_\_\_\_\_

7番委員 \_\_\_\_\_

8番委員 \_\_\_\_\_

# 令和3年度

## 第9回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和3年11月25日(木)午後1時00分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟多目的ルーム1・2

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
  - (1) 第9回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 5 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第4号 耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について
  - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
- 6 閉 会